

新たな「京都市緑の基本計画」(素案) へのご意見をお聞かせください！

京都市では、“まもろう きょうのみどり つくろう あすのみどり”をキャッチフレーズに、大切な緑を守り増やして、緑あふれるまちづくりを進めていくため、平成11年2月に「京都市緑の基本計画」を策定し、これまでに様々な取組を進めてきました。

しかし、この10年間で、地球温暖化やヒートアイランド現象の深刻化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しました。地球温暖化の進行は、農業や健康へ悪影響（農産物の様変わりや感染症の広がり等）を与え、また、ヒートアイランド現象と頻発する局地的集中豪雨との関連性も指摘されており、市民生活への影響が懸念されます。このため、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和に寄与する大切な緑を、市民の皆様との共汗・協働により守り増やすため、京都市では、新たな「京都市緑の基本計画」を策定することとしました。

そこで今回、策定に当たり素案を作成しましたので、市民の皆様のご意見をお聞かせ頂き、寄せられた内容を参考にして、本計画をまとめていきたいと考えています。

魅力ある緑の基本計画としていくために、京都の緑はこうあって欲しい、こんな緑があったらいいんじゃないか、こういうことなら協力できるなど、市民の皆様からの忌憚のないご意見をお待ちしております。

また同時に、新たな「京都市緑の基本計画」のキャッチフレーズを募集しますので、ご提案をお待ちしております。

＜募集期間＞

平成21年11月2日（月）～平成21年12月2日（水）

2009年（平成21年）10月
京都市建設局水と緑環境部緑政課

TEL 075-222-3589

京都市印刷物 第213089号



1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づく、市町村が定める「都市の緑」に関する総合計画のことで、市町村が創意工夫しながら緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進まで、そのまちの緑全般について、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにするものです。

緑の機能について

緑の機能別区分	機能の内容	効 果
都市環境の維持・改善、生物の生息・生育環境の保全	・ CO2 の吸収 ・ 温度や湿度の緩和作用 ・ 汚染物質の吸着除去 ・ 木陰の提供 ・ 生物の生息・生育空間の確保	・ 地球温暖化の防止 ・ ヒートアイランド現象の緩和 ・ 大気の浄化 ・ 夏場の気温の低減効果 ・ 生物多様性の保全
健康づくり・レクリエーション・精神的な充足	・ 散歩やジョギングの場所の提供 ・ 子どもたちや高齢者に遊びやくつろぎ空間の提供 ・ 潤いのある緑の提供	・ 健康の増進 ・ コミュニティの形成の促進 ・ ストレスや疲れの癒し
都市の防災	・ 緑地としての空間の提供 ・ 樹木による防火力の向上 ・ 雨水浸透面の確保	・ 避難地や避難経路の確保 ・ 火災時の延焼の防止 ・ 都市型洪水の緩和
都市景観の向上	・ 都市景観の構成 ・ 街路樹等による風景の統一	・ 山並みの景観の維持 ・ まちの景観の向上 ・ 都市における季節感の提供

2 新たな「京都市緑の基本計画」の全体像

市民の皆様との共汗・協働により、緑を戦略的に保全・創出・活用するため、新たな「京都市緑の基本計画」を策定して参ります。

新計画の3つの視点

地球温暖化対策の推進

森林や都市の緑は、大気中の CO2 を吸収・固定する機能を有します。平成 17 年 2 月に発効した京都議定書の誕生の地として、また、環境モデル都市・京都として、CO2 の削減に寄与する緑の保全・創出について、生物多様性にも配慮しながら推進していく必要があります。

ヒートアイランド対策の推進

平成 16 年 3 月に「ヒートアイランド対策大綱」が策定されるなど、21 世紀に入り、ヒートアイランド現象が都市に特有の環境問題として一層注目を集めている中、京都市においても、ヒートアイランド対策に資する都市緑化（公園整備、屋上緑化、壁面緑化等）の一層の推進が必要です。

新景観政策の推進

京都市では、京都の優れた景観を守り、育て、未来へと引き継いでいくため、建物の高さやデザイン、眺望景観や歴史的まちなみの保全等を規定した「新景観政策」を平成 19 年 9 月から推進しています。この政策に寄与する、緑の取組を積極的に推進する必要があります。

時代に即した「京都市緑の基本計画」の策定

計画の目標

基本理念

- 1 地球と生物にやさしい緑にあふれた「環境共生のまち」をつくる。
- 2 歴史的景観や緑の文化を未来へ引き継ぐ「歴史と伝統のまち」をまもる。
- 3 緑の優しさにつつまれた思いやりのある「安心・安全のまち」を育てる。

基本方針

- ① 周辺の山々と山すその緑の保全，マネジメント
～地球温暖化対策を推進し，京都の歴史的景観を守り，育てる～
- ② 市街地の緑の保全，創出，活用
～ヒートアイランド対策・防災に資する都市の緑を創出する～
- ③ 水と緑のネットワークづくり
～生態系ネットワーク，風の道を創出する～
- ④ 市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり
～京都力を結集し，かけがえない緑を未来へ継承する～

緑の目標

◎緑化の目標

これまでの「緑の量」を増やす「緑被率※¹」という目標だけでなく，市街地での市民の満足度に寄与する指標として「緑視率※²」を導入し，「市民との協働による緑・花いっぱい運動※³」を通じて，以下の目標の実現を目指し，身近な緑を増やします。

- ・市街地の緑※⁴：現状の緑被率 35%から 37%へ
(年間 1 万本の高木の植樹に相当)
- ・市域の緑：現状の緑被率 83%をさらに向上

◎公園整備の目標

国が定める公園敷地面積の標準を目指して整備を行います。また，既存の神社仏閣などの京都らしい緑の資産を活用し，目標に届かない場合でも，実質的な緑を増やします。

- ・公園面積：市民 1 人当たり現状 4.68 m²から 10 m²へ(国が定める公園の敷地面積の標準)

◎目標年次：2025 年(平成 37 年)



※¹ 緑被率：空から見た，区域に占める緑で覆われた土地の割合。平面的な緑を算定する指標

※² 緑視率：人の目の高さにおける，目に見える範囲の緑の割合。緑被率では算定されにくい，市民の身近にある軒下の花，生け垣，壁面緑化，街路樹や，借景としての緑地や山等の，立体的な緑を算定する指標

※³ 市民との協働による緑・花いっぱい運動

：窓辺の花，軒下の植木鉢，生け垣・庭木，屋上緑化，壁面緑化，公園・道路・学校等の緑を増やしていく取組

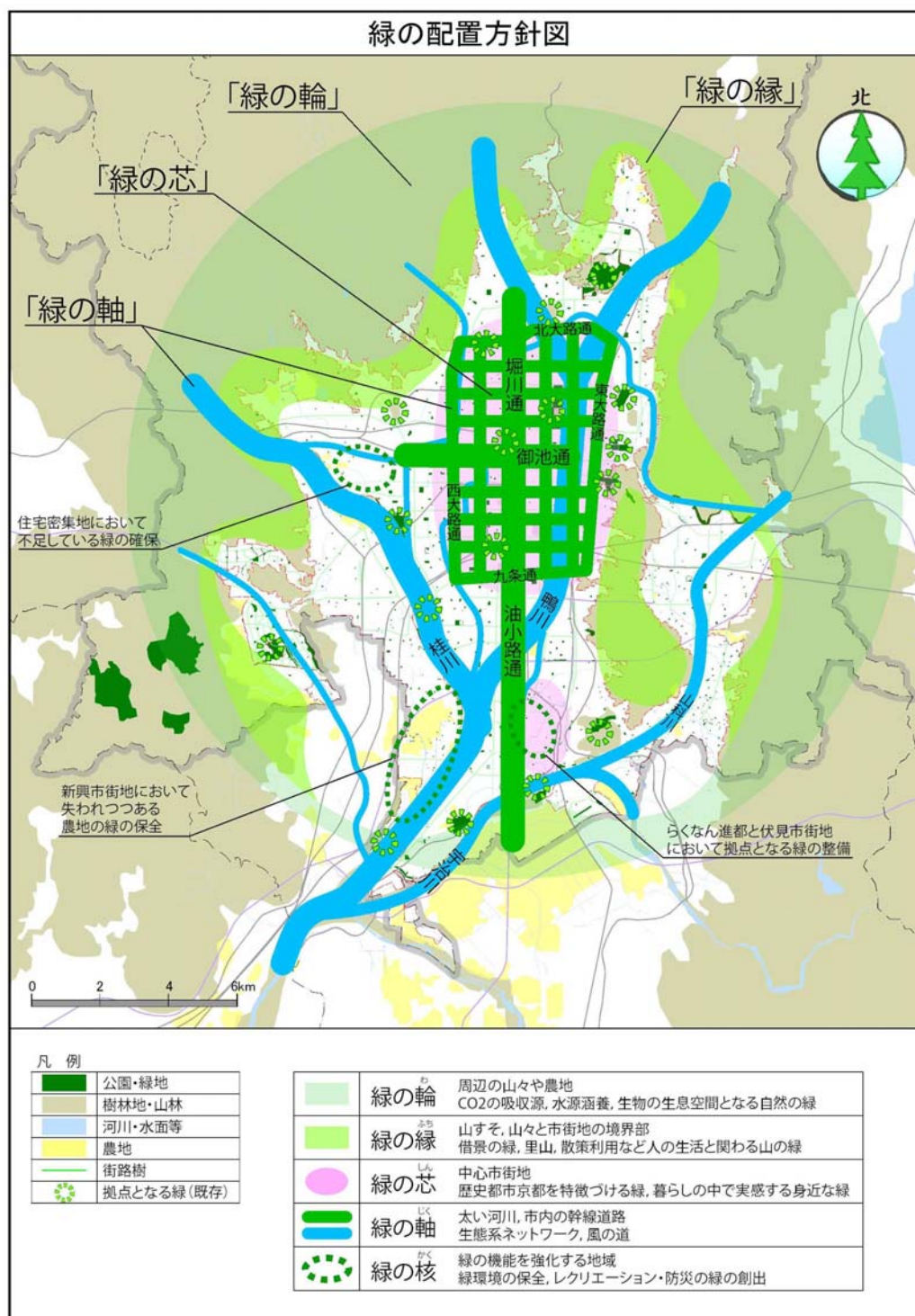
※⁴ 市街地の緑：市街化区域の緑と，市街化区域に囲まれて島状，線状にある市街化調整区域の一部の緑

緑の配置方針について

緑の機能を効果的に発揮させるためには、緑が単独ではなく、ネットワークを形成し、多様な効果を得られるように配置されていることが重要です。

本計画では、本市の緑を、4つの機能（環境保全、レクリエーション、防災、景観形成・歴史的環境保全）の視点で分析し、総合的に緑の機能を融合させ、緑の配置方針とします。

なお、緑の軸や緑の核は、重点的に緑を増やす代表的な路線や場所を表します。また、中心市街地（緑の芯）の緑の軸はイメージを表したものです。



都市公園の整備方針について

平成 20 年度末現在、本市の 1 人当たり公園面積は、目標値 10 m²（国が定める公園の敷地面積の標準）に対し 4.68 m²にとどまっており、昭和 47 年（都市公園等緊急整備措置法の施行年）と比較すると倍増しているものの、依然として公園が不足している地域や、大きな公園がない地域があります。また、都市計画公園は、宅地化の進行などにより用地買収が進まず、長期間、整備が困難な状態が続いています。

上記の現況を踏まえ、以下の方針に従って、公園を整備していきます。

（１）地域の核となる身近な公園の整備

- ①公園は、多世代の市民が利用し、地域コミュニティの核となる重要な施設であることから、地域要望を踏まえ、不足している地域を優先して、歩いて行ける範囲に整備します。
- ②既存の公園は、老朽化した施設の改修やバリアフリー化などにより、誰もが安心して、安全に利用できるよう、また、地域の活性化に繋がるよう、地域のニーズを踏まえながらリニューアルを進めます。

【公園の種類と配置方針】

種 類		配 置 方 針	
小規模	街区公園※	主に日常的な利用を目的に整備します。地域の実情を踏まえて規模を設定し、利用しやすい身近な場所に配置します。	
中規模	近隣公園		
	地区公園		
大規模	運動公園	主に運動利用することを目的に整備します。 例：横大路運動公園，西京極総合運動公園	アクセスや周辺環境を踏まえ、広域的な利用ができるよう配置します。
	総合公園	市民の総合的な公園利用を目的に整備します。 例：岡崎公園，梅小路公園	
	広域公園	市域を越えた広域的な利用を目的に整備します。 例：宝が池公園	

※以前は「児童公園」と呼んでいましたが、児童のみならず広い世代に利用され地域（街区）のコミュニティの核となる公園であることから、名称が変更されました。名称などについてご意見があれば、お寄せ下さい。

（２）都市計画公園（都市計画法に基づく整備予定公園）の整備

市民のレクリエーションの場の創出や、都市の防災機能向上の観点から、都市計画公園の着実な整備を進めるとともに、長期間整備が進んでいない公園については、変更を含めた整備方針の見直しを行います。

（３）市民との協働による整備と管理

ワークショップなどの住民参加により、安心・安全で地域のニーズに合った公園の計画を進めるとともに、公園に一層の愛着を感じ、積極的に維持管理にも携わってもらえるような仕組みの充実を図ります。また、公園の整備が困難な場合は、市民との協働により、借地による公園の整備を図るとともに、市内に多くある社寺境内地や教育・文化施設等のオープンスペースとしての活用手法を、関係者の理解と協力を得て検討します。

ちびっこひろばについては、一定の条件を満たすものは公園として再整備し、市民との協働により、維持管理を行います。

緑地の保全及び緑化の推進のための施策

3つの視点（p3 参照）から、現計画にはなかった新たな施策を盛り込み、市民との共汗・協働により、緑に関連する施策を「融合」の観点から総合的に推進します。

基本方針	基本施策	具体的施策	3つの視点 (○は関連する部分)		
			地球温暖化対策	ヒートアイランド対策	新景観政策
(1) 周辺の山々と山すその緑の保全、マネジメント	自然環境や景観の保全	・ 里地・里山の保全・再生 など	○	○	○
	農林業の振興	・ <u>市域産木材の活用</u> の推進	○	○	—
		・ <u>農林業の担い手の育成</u> など	○	○	—
(2) 市街地の緑の保全、創出、活用	農地の保全と活用	・ 農地の有効活用 など	○	○	—
	社寺境内地等の民有緑地の保全	・ <u>巨樹名木の保全</u>	○	○	○
		・ <u>景観重要樹木の指定</u> （景観法に基づく）	○	○	○
		・ 緑地・庭園等の保全 など	○	○	○
	公園等の整備	・ 街区公園等の身近な公園の整備	○	○	—
		・ <u>借地型公園の整備</u> など	○	○	—
	道路の緑の整備	・ 景観や季節感に配慮した街路樹の維持管理（紅葉街路樹） など	○	○	○
	その他公共公益施設の緑化の推進	・ 学校緑化の推進（緑のカーテン等）	○	○	○
		・ <u>公共公益施設の緑化の義務化</u>	○	○	○
		・ <u>緑化助成の推進</u> （屋上緑化，壁面緑化（緑のカーテン）等）	○	○	○
(3) 水と緑のネットワークづくり	道路の緑のネットワーク	・ <u>道路の緑の充実・ネットワークの形成</u> （「道路の森」づくり，「京都・緑の回廊」等）	○	○	○
	水辺の保全，創出，活用	・ <u>水のネットワークの形成</u> など	○	○	—
	地表面被覆の改善	・ 市街地における雨水浸透の推進	○	○	—
(4) 市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり	地球環境に資する取組の推進	・ <u>緑のリサイクルの推進</u> （剪定枝，落ち葉の堆肥化等）	○	—	—
		・ 地球温暖化対策推進のための基金制度等の活用 など	○	○	—

(4)市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり	緑の文化の継承	・ <u>庭園文化の普及・継承</u>	○	—	○
		・ <u>木造建築物の建設の推進</u> （平成の京町家） など	○	○	○
	緑化推進啓発活動の展開	・ <u>花と緑豊かな空間づくり</u> （スポンサー花壇等）	○	○	○
		・ <u>環境教育や自然体験学習の推進</u> など	○	○	—
	顕彰制度の充実	・緑化コンクールや緑化推進功労者表彰の実施	—	—	—
	推進体制の整備	・公園緑地審議会（仮称）の設置・運営 など	—	—	—
	人材の育成	・ <u>緑のボランティアリーダー（緑化推進委員）の育成</u> （地域の人材づくり） など	—	—	—

※ 太字は先導的、重点的に取り組む「柱となる施策」です。

市民と共に強力に推進する緑化施策の検討（緑化地域の指定）

中心市街地等においては、公園の整備等の公共公益施設の整備による緑の確保だけでは限りがあり、これらの地域においては、大半を占める民有地の緑化を積極的に推進するため、本計画では「緑化地域制度」を導入することを検討します。

「緑化地域制度」は、都市緑地法及び都市計画法等に基づき、一定規模以上の敷地で建築物の新築又は増築を行う場合に、一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。

今後、京都市では現行の緑化助成制度（屋上緑化、壁面緑化及び駐車場緑化等）を充実させるとともに、緑化地域の具体的指定候補地の検討に取り組み、市民にも一定の負担をお願いしながら、大切な緑を市民とともに確実に増やしていきます。

【期待される効果】

- ・ ヒートアイランド現象の緩和に役立ちます。
- ・ 雨水の保水能力を高めることにより、雨水流出の抑制に役立ちます。

< 緑化地域の制度概要（都市緑地法より） >

【指定箇所】

「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」です。

※用途地域：市街化区域内の建築物の用途と形態の規制により、良好な市街地環境を誘導するゾーニング（「京都市都市計画マスタープラン」より）

【義務付けの対象】

- ・ 敷地面積が原則 1,000 ㎡以上の建築物の新築又は増築
- ・ 特に必要がある場合、各自治体の条例で敷地面積の対象規模を 300 ㎡まで引き下げることができるとされています。

【義務付けられる緑化率（敷地面積に対する緑化面積の割合）】

都市緑地法で定める規定を踏まえ、建ぺい率を勘案して、求める緑化の最低基準を設定します。また、緑化面積の算定には、樹木や芝生、壁面緑化等が対象となります。

なお、都市緑地法では 25% を超えて定めることはできません。

【参考】※京都府地球温暖化対策条例に基づく「建築物等緑化促進制度」について

本市では、京都府地球温暖化対策条例に基づき、平成 19 年 4 月 1 日から「建築物等緑化促進制度」を実施しています。

< 制度の概要 >

敷地面積 1,000 ㎡以上の建築物の新築・改築を行う際に、一定面積以上の緑化を義務付ける。

対象地域：本市の緑化重点地区内（風致地区、歴史的風土特別保存地区を除く市街化区域内）

緑化必要面積：地上部、屋上部それぞれについて算出した数値の合計面積以上

< 地上部 > ①（敷地面積－建築面積）× 15%

② {敷地面積－（敷地面積×建ぺい率×0.8）} × 15%

①、②のいずれか小さい数値を採用。

< 屋上部 >（屋上面積－建築物の管理に必要な面積（※））× 20%

※空調施設や屋上駐車場など。

もし今後、緑化地域制度を導入する場合、その対象地域は、建築物等緑化促進制度の対象地域から除外され、以下の設定をすることを検討します。

① 1,000 ㎡未満の建築物の新築や増築も対象とする。

② 建築物等緑化促進制度の緑化基準を上回る基準を設定する。

施策の推進

緑の基本計画の目標年次は、平成37年と長期（平成22年～平成37年）にわたることから、中期的な展望に立って、「京（みやこ）のみどり推進プラン（仮称）」を、本計画策定後に作成する予定です。

これは、緑の基本計画に掲げる施策を、融合の観点を踏まえ、メリハリを持って確実に推進するためのものです。

具体的には、以下の①から③の観点で作成した後、④から⑤のとおり進めていく予定です。
なお、推進プランは、今後5年毎に見直す予定です。

- ① 推進プランの計画期間で行う取組の絞込み
- ② 施策毎の目標の設定（新たな指標（緑視率（p4 参照））の設定を検討）
- ③ 行政、市民、事業者の役割分担の明確化
- ④ 進捗状況の把握
- ⑤ ホームページ等で進捗状況を定期的に公表（年度毎）

新たな「京都市緑の基本計画」(素案)

に対するご意見とキャッチフレーズの提出方法について

1 ご意見の提出方法

郵送，ファックス，ホームページのご意見募集フォーム，電子メールのいずれかでお送りください。(様式は自由です。裏面の用紙もご利用ください。)

＜ご意見の送付先＞

郵 送 〒604-8571 京都市建設局水と緑環境部緑政課 あて
(住所の記載は不要です。)

F A X 075-212-8704

ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-4-1-0-0.html>

電子メール ryokusei@city.kyoto.jp

2 募集の締切り

平成21年11月2日(月)～平成21年12月2日(水) (必着)

3 ご意見の取扱い

お寄せいただいたご意見につきましては，個人に関する情報を除き，内容を公開する場合があります。また，お寄せいただいたご意見に対する個別のご回答は致しませんので，ご了承ください。

4 備 考

このパンフレットとは別に，更に詳しい「計画の素案」の冊子を上記ホームページに掲載しております。また，冊子をご希望の方については，緑政課において直接お渡しさせていただきます。

＜郵送用紙・FAX送信用紙としてご利用いただけます。＞

新たな「京都市緑の基本計画」（素案）に対するご意見

宛 先 F A X 075-212-8704 担当：京都市建設局水と緑環境部緑政課

※ご意見を取りまとめる際の参考にしますので、差し支えなければご記入ください。

【氏 名】 _____

【電話番号】 (_____) _____ - _____

【区 分】 京都市在住（ _____ 区）・ 京都市在勤 ・ それ以外（○をつけてください。）

【年 代】 _____ 歳代 【性 別】 男 ・ 女 （○をつけてください。）

＜ご意見欄＞

＜キャッチフレーズのご提案＞